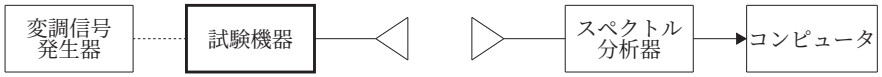
4　測定操作手順
⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。
⑵　バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を算出し測定値とする。
⑶　特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。
⑷　原理的に直接試験周波数に相当する周波数を測定していない場合は、提出された試験機器の仕様等によって、実際に出力される周波数に対する周波数オフセット値（理論値）を計算により補正して測定結果とする。
5　試験結果の記載方法
測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。
6　その他
変調波で試験する場合で、特徴的な周波数スペクトラムがなく、無線通信方式特有のディップが観測されるときは、信号発生器（シンセサイザ方式とする。）を用いた方法で周波数を測定することができる。すなわち、信号発生器の信号を被試験信号と同時に又は切り替えてスペクトル分析器で観測し、信号発生器の周波数を画面上のディップの位置に合わせ、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。

十六　占有周波数帯幅及び拡散帯域幅（アンテナ一体型）
1　測定系統図



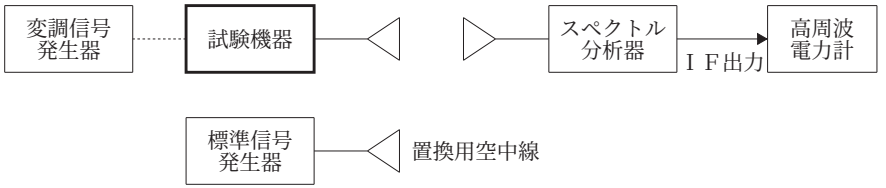
2　測定器の条件
スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルによる影響を受けずに測定できるレベル
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態
試験周波数に設定し、標準符号化試験信号により変調する。
4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を２のように設定する。
⑵　試験機器及び測定用空中線を対向させ、その偏波面及び高さと方向を調整し、スペクトル分析器の入力レベルを最大にする。ただし、占有周波数帯幅の測定に必要なダイナミックレンジ（信号と雑音レベルの差が40dB以上）が得られる入力レベルに達しない場合は、空中線間の距離を短くして測定を行う。
⑶　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑷　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
⑸　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。
⑹　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％（拡散帯域幅の場合は５％）になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」とする。
⑺　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％（拡散帯域幅の場合は５％）になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」とする。
5　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。

十七　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）
別表第一の測定方法による。

十八　空中線電力の偏差（アンテナ一体型）
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　スペクトル分析器の分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅を測定し、帯域幅を１MHz等価帯域幅に補正して表示値を読み取るものとする。ただし、拡散帯域幅が１MHz以下の場合は、「拡散帯域幅（MHz）／等価雑音帯域幅（MHz）」が１を超える場合にのみ補正を行うものとする。
⑵　スペクトル分析器のＩＦ出力端にスペクトル分析器のＩＦ利得（基準レベルの設定）を調整した高周波電力計を接続する。
⑶　空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	拡散帯域幅の２倍程度
分解能帯域幅	直接拡散方式を用いるものの場合は１MHz、周波数ホッピング方式又は直接拡散方式と周波数ホッピング方式の複合方式を用いるものの場合は３MHz
ビデオ帯域幅	直接拡散方式を用いるものの場合は３MHz程度、周波数ホッピング方式又は直接拡散方式と周波数ホッピング方式の複合方式を用いるものの場合は300kHz程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
トリガ条件	フリーラン
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク